

## 社会福祉法人慈安会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈安会（以下、「法人」という。）の定款第9条及び定款第23条に基づき、役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、役員等に対し、職務執行の対価として、報酬を支給する。

### (報酬の額)

第4条 役員等に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長としての報酬は、月額20万円を上限とし、実際に支給する報酬額については、理事会の承認を得るものとする。
- (2) 役員が、理事会または評議員会に出席した場合は、1万円（源泉所得税控除後）を支給する。ただし、理事長及び法人の給与規程により給与の支給を受けている者については、支給しない。  
なお、役員に対する各年度の報酬総額は、上記（1）を除き、100万円を超えない範囲とする。
- (3) 監事が、監査を行った場合は、1万円（源泉所得税控除後）を支給する。
- (4) 評議員が評議員会に出席した場合は、1万円（源泉所得税控除後）を支給する。

### (費用負担)

第5条 役員等が、法人の業務遂行のために負担した費用については、実費を支給する。  
なお、必要な場合には、事前に概算払いを行うことができる。

### (報酬等の支給方法)

第6条 理事長報酬の支給方法は、法人の給与規程に準ずる。

- 2 第4条（2）及び（3）に定める報酬は、その都度、現金または銀行振込により支

払う。

- 3 第5条に定める業務遂行のための費用については、役員等からの請求に基づき、現金または銀行振込により支払う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(付則)

1. この規程は平成31年4月1日から施行する。